

# 平成27年第7回霧島市農業委員会定例総会

平成27年 7月22日(水)

開催場所 国分シビックセンター 7階 701・702会議室

## 出席委員

1番委員、 2番委員、 3番委員、 4番委員、 5番委員、 6番委員、 7番委員、  
8番委員、 9番委員、 10番委員、 11番委員、 12番委員、 13番委員、 14番委員、  
15番委員、 16番委員、 17番委員、 18番委員、 19番委員、 20番委員、 21番委員、  
22番委員、 23番委員、 24番委員、 25番委員、 26番委員、 27番委員、 28番委員、  
29番委員、 30番委員、 31番委員、 32番委員、 33番委員、 34番委員、 35番委員、  
36番委員、 37番委員

出席職員	事務局長	砂田良一	農地グループ長	堀ノ内敬久
	振興グループ長	内田大作	主査	宮原博和
	主査	若林優	主任主事	中吉哲平
	主任主事	有村大	主事	江藤俊志
	主査	藤岡勝史	主査	鎌田里子
	主任主事	深瀬和香子	主任主事	田上政明
	主任主事	笠井亜由美		

## 総会日程 「諸般の報告」「事務局報告」

- 1 「農地利用変更届」について
- 2 「農用地利用集積計画（利用権設定・所有権移転）（案）の意見決定」について
- 3 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について
- 4 「農業振興地域整備計画の一部変更（用途区分変更・除外・編入）申出の意見決定」について
- 5 「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定」について
- 6 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について
- 7 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について
- 8 「あっせん申出」について
- 9 「農地法第3条第2項第5号の下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性」について

「開 会 午後 2時05分」

○砂田事務局長

姿勢を正してください。一同、礼。

○議長（会長）

皆さんこんにちは。本日の出席委員は37名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第7回霧島市農業委員会定例総会を開会いたします。本日の議事日程は、お手元に配布の議案書のとおりでございます。議案の修正がありますので、事務局より報告をいたします。事務局。

○ [事務局より議案書の訂正について報告]

○議長（会長）

それでは、本日の会議録署名委員を指名いたします。7番委員、8番委員にお願いいたします。議事に入る前に諸般の報告・事務局報告をいたします。事務局。

○砂田事務局長

それでは先月の総会以降に会長等が出席しました会議等について、報告をいたします。

[6件について報告]

以上、会長等が出席した会議等の状況であります。次に、事務局報告をいたします。

農地法第18条第6項等の規定に基づく利用権解約のうち、賃借権通知報告17件、使用貸借権通知報告が3件の計20件が提出されております。以上で報告を終わります。

○議長（会長）

諸般の報告、事務局報告等が終わりました。それでは、議事に入ります。

#### △ 議案第1号 「農地利用変更届」について

○議長（会長）

議案第1号「農地利用変更届について」を議題といたします。当委員会に対し、農地の利用変更に係る届出が2件提出されましたので、審議を求めます。この件について現地調査が行われておりますので、調査担当委員の報告を求めます。国分の1番、6番委員。

○6番委員

1号1番を報告します。

申請地は北辰神社の東に位置しており、現況は不耕作地である。申請地の北は宅地、南は不耕作地、東は山林、西は不耕作地である。利用変更目的は畑として使用するものである。工事内容はシラスを0.1m、黒土を0.3m盛土するものである。周囲の農地や用水路及び排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、2番委員。

○2番委員

1号2番を報告します。

申請地はA-Z隼人店の南東に位置しており、現況は畑である。申請地の北は田の荒地、南は田の荒地、東は田の荒地、西は道路である。利用変更目的は畑として使用するものである。工事内容は石灰及び黒土を混ぜて土壌を造り直すものである。周囲の農地や用水路及び排水路に及ぼす影響はないと思われる。以上のような理由により、当届出は妥当なものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査委員から報告がありました。これより審議に入ります。この件について質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第1号「農地利用変更届について」の届出は妥当であるという意見ですが、受理することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第1号「農地利用変更届について」は、受理することに決定いたしました。

#### △ 議案第2号 「農用地利用集積計画の意見決定」について

○議長（会長）

次に、議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題といたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき、利用権設定の賃借権89件、使用貸借権23件の計112件について市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。ただし、利用権設定のうち

87件は、再設定又は認定農業者でありますので、ご承認いただくこととし、新規の25件について審議を行います。なお、溝辺の63番が取下げられました。それでは担当委員の意見報告を求めます。利用権設定の国分の2番及び4番、23番委員。

○23番委員

2号2番及び4番を報告します。

借人が同人のため、まとめて報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、35, 819㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われ。以上です。

○議長（会長）

11番と12番、16番委員。

○16番委員

2号11番と12番を報告します。

借人が同人のため、まとめて報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、28, 102㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われ。以上です。

○議長（会長）

15番、19番委員。

○19番委員

2号15番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、24, 004㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われ。以上です。

○議長（会長）

37番、16番委員。

○16番委員

2号37番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、10, 390㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われ。以上です。

できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

41番と42番、20番委員。

○20番委員

2号41番と42番を報告します。

借人が同人のため、まとめて報告します。

借人は、新規就農という申請であり、現地調査の結果、起農計画書とおりに耕作すると認められる。また、農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われ。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

44番から47番、13番委員。

○13番委員

2号44番から47番を報告します。

借人が同人のため、まとめて報告します。

45番は5月、46番と47番は6月のあっせん貸付希望分です。

借人は、現在、91,929㎡のすべてについて耕作している。また、農業生産法人であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われ。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

48番、27番委員。

○27番委員

2号48番を報告します。

借人は、現在、6,517㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することができると思われ。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

67番、10番委員。

○10番委員

2号67番を報告します。

借人は、現在、13,634㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

68番、5番委員。

○5番委員

2号68番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、11,020㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

71番、22番委員。

○22番委員

2号71番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、24,266㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

74番、10番委員。

○10番委員

2号74番を報告します。

借人は、現在、5,084㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

91番、22番委員。

○22番委員

2号91番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、9,829㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用することがで

きると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

104番、31番委員。

○31番委員

2号104番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、8,297㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

105番、33番委員。

○33番委員

2号105番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、34,609㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

106番、16番委員。

○16番委員

2号106番を報告します。

借人は、新規就農という申請であり、現地調査の結果、起農計画書とおりに耕作すると認められる。また、農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

107番、28番委員。

○28番委員

2号107番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、2,004㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

きると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

109番、37番に代わり11番委員。

○11番委員

2号109番を報告します。

借人は、担い手農家であり、現在、7,084㎡のすべてについて耕作している。また、専業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

111番と112番、11番委員。

○11番委員

2号111番と112番を報告します。

借人が同人のため、まとめて報告します。

借人は、現在、4,181㎡のすべてについて耕作している。また、兼業農家であり、農作業に常時従事している。また、農機具は完備している。申請地を効率的に利用できると認められる。以上のような理由により、借人は利用権設定を受ける要件を備えているものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま、調査担当委員から意見報告がありました。補足・説明はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしており、妥当なものであるという意見ですが、これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]



○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第2号「農用地利用集積計画の意見決定について」は、承認することに決定いたします。

△議案第3号 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

○議長（会長）

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請が所有権移転11件、賃借権設定1件、使用貸借権設定1件の計13件が提出されましたので、審議を求めます。それでは議案書記載順に、調査担当委員の意見報告を求めます。国分の1番、34番委員。

○34番委員

3号1番を報告します。

申請地は四方田団地集会場の南に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,272㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、16番委員。

○16番委員

3号2番を報告します。

申請地は平山小学校の南東に位置しており、現況は休耕田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は7,265㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。なお、申請地は休耕田ではありますが、すぐにも耕作出来る状態があります。以上です。

○議長（会長）

3番、10番委員。

○10番委員

3号3番を報告します。

申請地は大住自治公民館の北に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は4名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は102,675㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

4番、22番委員。

○22番委員

3号4番を報告します。

申請地は前川内集落センターの西に位置しており、現況は田である。申請地には\*\*\*\*さんが、平成30年8月までの使用収益権を設定している。今回の申請に当たって解約通知が提出されている。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は27,127㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

5番、1番委員。

○1番委員

3号5番を報告します。

申請地は霧島総合支所の南東に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は8,797㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

6番と7番、19番委員。

○19番委員

3号6番と7番を報告します。

受人が同人のため、まとめて報告します。

申請地は小田東公民館の南西に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,913㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

8番と9番、28番委員。

○28番委員

3号8番と9番を報告します。

受人が同人のため、まとめて報告します。

8番の申請地は隼人尚愛会病院の南西に位置しており、現況は不耕作地である。9番の申請地は小田中央公民館の南東に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,508㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

10番、2番委員。

○2番委員

3号10番を報告します。

申請地は住吉公民館の南東に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は26,356㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

11番、16番委員。

○16番委員

3号11番を報告します。

申請地は松永地区公民館の北西に位置しており、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は2,308㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

12番、24番委員。

○24番委員

3号12番を報告します。

申請地は福地自治公民館の南に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は13,617㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

13番、16番委員。

○16番委員

3号13番を報告します。

申請地は福地体育館の南に位置しており、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人は1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。また、農機具は完備している。取得後において農地及び採草放牧地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。申請地の権利取得後の耕作予定面積は5,307㎡で下限面積要件を満たしており、取得後に周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずる恐れがない。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査担当委員の報告が終わりました。補足・説明はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第3号、「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」は、農地法第3条第2項の各号に該当しないため許可相当という意見ですが、これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第3号、「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について」は、許可することに決定いたします。

#### △議案第4号 「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定」について

○議長（会長）

次に議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」を議題といたします。農業振興地域整備計画に係る農用地利用計画の一部変更について、市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。今回は農振除外の1件が出されましたので、審議をお願いします。この件について現地調査が行われておりますので、調査担当委員の説明をお願いします。農振除外、隼人の1番、19番委員。

○19番委員

4号農振除外の1番を報告します。

申請地は原公民館の北に位置しており、現況は雑種地である。申請地の北は田、南は宅地、東は宅地、西は畑と水路である。除外目的は、ふれあい広場として利用するものである。なお、平成12年3月頃から利用済であるという始末書が添付されています。当申請は具体的な転用計画があり、除外目的に通常必要とされる面積からみて妥当と思われる。農用地区域外にある代替地の検討結果は妥当である。農用地の外周部に2辺以上接続している。除外することで農用地の集団化や、農作業の効率化への影響はないと思われる。農用地区域内における担い手の利用集積に支障を及ぼすおそれはないと思われる。農

用地等保全施設の有する機能に影響を及ぼすおそれはないと思われる。申請地は土地改良事業等がなされた土地であるが、事業完了後8年を経過しているため問題ないと思われる。また、除外されたと仮定した場合、申請地は申請地に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われ、転用が可能な見込みのある土地であると思われる。以上のような理由により、除外はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査担当委員の報告が終わりました。質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」の農振除外の単人の1件は、許可という意見です。これについて承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第4号「農業振興地域整備計画の一部変更申出の意見決定について」の農振除外の1件は、許可という意見を市長に答申することに決定します。

#### △ 議案第5号 「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定」について

次に、議案第5号「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地転用許可後の転用事業の促進等に関する事務処理に基づく農地転用事業計画変更承認申請が2件提出されましたので、この処分について審議を求めます。この件について、現地調査が行われておりますので、調査担当委員の説明をお願いします。牧園の1番、21番委員。

○21番委員

5号1番を報告します。

申請地は北消防署の東に位置しており、現況は原野である。申請地の東は道路、西は原野、南は道路と原野、北は道路である。転用目的は資材置場を建設するものである。農地区分は他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番、14委員。

○14番委員

5号2番を報告します。

申請地は日当山小学校の東に位置しており、現況は宅地及び雑種地である。申請地の東は道路、西は畑、南は道路、北は宅地である。転用目的は展示場兼倉庫及び駐車場を建設するものである。農地区分は都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。周囲の農地の用水路及び排水路は確保されている。周囲の農地に与える影響は変更前と比較して同程度であり、また、その必要性・確実性もあると思われるため、事業計画変更についてはやむを得ないものと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査担当委員から説明がなされましたが、質疑・討論はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第5号「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定について」は、事業計画変更はやむを得ないという意見です。これについて許可することに賛成の方の挙手を求めます。

○ 「全員挙手」

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第5号「農地転用事業計画変更申請の意見決定並びに許可決定について」は、許可することに決定します。

#### △ 議案第6号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

○議長（会長）

次に、議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が5件提出されましたので、この処分について審議を求めます。これも事前に現地調査が行われておりますので、議案書記載順に担当委員の説明を求めます。国分の1番、17番委員。

○17番委員

6号1番について報告します。

申請地は春山緑地公園の南東に位置し、現況は農業用施設用地である。なお、平成17年及び24年

頃に農業用施設用地にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は、農用地区域内の農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済のため不要。法定小作人なし。転用目的は農業用施設にするものであり、既に申請のとりの用途に利用されている。計画面積は2,280㎡であり、農業用施設に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は畑、西は畑と宅地、南は宅地、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

2番と3番、12番委員。

○12番委員

6号2番について報告します。

申請地はイオン隼人国分店の南東に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は共同住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は2,111㎡であり、共同住宅1棟を建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は畑、南は畑と宅地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

6号3番について報告します。

申請地はイオン隼人国分店の南東に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は共同住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は1,531㎡であり、共同住宅1棟を建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は進入路、西は雑種地、南は畑、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

4番、21番委員。

○21番委員

6号4番について報告します。

申請地は黒葛原地区集会施設の北東に位置し、現況は宅地である。なお、平成12年3月頃、農業用倉庫を建築してしまったという始末書が添付されています。農地区分は、申請地に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については転用済のため不要。法定小作人なし。転用目的



は農業用倉庫を建設するものであり、既に申請のと通りの用途に利用されている。計画面積は278㎡であり、農業用倉庫用地として利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は水路、南は宅地、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

5番、2番委員。

○2番委員

6号5番について報告します。

申請地は住吉公民館の南東に位置し、現況は資材置場と通路である。なお、平成13年10月頃、資材置場と通路にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済のため不要。法定小作人なし。転用目的は資材置場と通路するものであり、既に申請のと通りの用途に利用されている。計画面積は447㎡であり、資材置場と通路に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は田、西は宅地、南は道路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査担当委員の報告が終わりました。補足・説明はありますか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

質疑・討論はありますか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」は、転用はやむを得ないということで許可という意見です。これについて許可することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [挙手多数]

○議長（会長）

賛成多数であります。よって、議案第6号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定について」は、許可するというように決定します。つきましては、24日開催の県農業会議に諮問いたします。

「休憩 午後 2時50分」

「再開 午後 3時05分」

△ 議案第7号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

○議長（会長）

次に、議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請が19件提出されましたので、審議を求めます。これも事前に現地調査が行われておりますので、担当委員の報告を求めます。国分の1番と2番を17番委員。

○17番委員

7号1番について報告します。

申請地は妻屋公民館の南東に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は52㎡であり、駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は水路、西は道路、南は宅地、北は水路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

7号2番について報告します。

申請地は青葉小学校の北に位置し、現況は田である。農地区分は、申請地に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は439㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は田、南は宅地、北は水路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

3番と4番、12番委員。

○12番委員

7号3番について報告します。

申請地はイオン隼人国分店の南に位置し、現況は荒地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は共同住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は977㎡であり、共同住宅1棟を建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は宅地、西は畑と宅地、南は道路、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

7号4番について報告します。

申請地は国分向花小学校の東に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅及び倉庫を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は330㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は宅地、南は水路、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

5番、1番委員。

○1番委員

7号5番について報告します。

申請地は国分広瀬郵便局の北西に位置し、現況は雑種地である。なお、平成23年3月に利用変更届により畑作を行う予定であったが、体調不良等により全面的に耕作することができなかった、という理由書が添付されています。農地区分は、申請地に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続しているため、1種農地の集落接続施設に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は建売住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は2,432㎡であり、建売住宅9棟を建設するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は宅地、南は宅地と水路、北は水路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

6番、26番委員。

○26番委員

7号6番について報告します。

申請地は陵南中学校の北に位置し、現況は畑である。農地区分は、土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業の施行に係る区域内にある農地、3種農地の土地区画整理区域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は126㎡であるが、区画整理区域内仮換地で、実測面積は108.37㎡であり、また、隣接地の宅地282.96㎡を一体利用するもので、全体計画面積は391.33㎡である。一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は宅地、南は道路、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

7番、20番委員。

○20番委員

7号7番について報告します。

申請地は北園集落センターの南に位置し、現況は宅地である。なお、平成12年2月、農業用施設用地にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は、農用地区域内の農地に該当すると思われる。資金の調達については転用済のため不要。法定小作人なし。転用目的は農業用施設を建設するものであり、既に申請のとりの用途に利用されている。計画面積は315㎡であり、農業用施設用地として利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は畑、南は山林、北は畑である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

8番、17番委員。

○17番委員

7号8番について報告します。

字井手迫の申請地は持松地区公民館の南、字佐敷原の申請地は持松地区公民館の東に位置し、現況は畑である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は3,441㎡であり、申請地に全て植林するもので相当な面積があると思われる。井手迫の申請地は四方が山林、佐敷原の申請地は三方が山林、北が道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

9番、21番委員。

○21番委員

7号9番について報告します。

申請地は北消防署の東に位置し、現況は原野である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は資材置場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は2,445㎡であり、資材置場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は原野、南は道路と原野、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

10番、16番委員。

○16番委員

7号10番について報告します。

申請地は大窪保育園の西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は294㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は水路、南は道路、北は水路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

11番から13番、2番委員。

○2番委員

7号11番について報告します。

申請地は富隈小学校の北に位置し、現況は畑の不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲と駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は507㎡であり、また、隣接地の宅地205.19㎡を一体利用するもので、全体計画面積は712.19㎡である。宅地分譲1区画と駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第1種中高層住居専用地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は宅地、南は宅地と畑、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

7号12番について報告します。

申請地は霧島市南部し尿処理場の東に位置し、現況は畑である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については融資であるため問題ないと思われる。また、融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は共同住宅と宅地分譲8区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は2,911㎡であり、共同住宅と宅地分譲8区画に利用するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第1種住居地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は道路、西は宅地、南は雑種地、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

7号13番について報告します。

申請地はサンキュー隼人店の南西に位置し、現況は田の不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲2区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は597㎡であり、宅地分譲2区画に利用するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた第1種住居地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は宅地、南は道路、北は駐車場である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

14番、21番委員。

○21番委員

7号14番について報告します。

申請地は日当山小学校の南東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満であるため、2種農地の市街地近接農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金及び融資であるため問題ないと思われる。また、資金証明及び融資証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は一般住宅を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は561㎡であり、一般住宅はおおむね500㎡であるが、超過面積の理由書は添付されているため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は水路、南は水路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

15番、37番委員に代わり11番委員。

○11番委員

7号15番について報告します。

申請地は中須西公民館の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は宅地分譲3区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は963㎡であり、宅地分譲3区画に利用するためには相当な面積であると思われる。都市計画の用途が定められた準住居地域内であるため妥当と思われる。申請地の東は宅地、西は宅地、南は田と宅地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

16番と17番、14番委員。

○14番委員

7号16番について報告します。

申請地は日当山小学校の東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は438㎡であり、駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は宅地、南は宅地と雑種地、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

7号17番について報告します。

申請地は日当山小学校の東に位置し、現況は宅地及び雑種地である。なお、平成23年に、駐車場にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は、都市計画区域内で用途地域が定められている区域内にある農地、3種農地の都市計画用途地域内農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は展示場兼倉庫及び駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は365㎡であり、展示場兼倉庫及び駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は道路、西は畑、南は道路、北は宅地である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

18番と19番、1番委員。

○1番委員

7号18番について報告します。

申請地は福山運動場の北東に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は、他のいずれの要件にも該当しない農地、2種農地のその他の農地に該当すると思われる。資金の調達については自己資金であるため問題ないと思われる。また、資金証明も添付されている。法定小作人なし。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。計画面積は767㎡であり、大型バス13台分の駐車場に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は雑種地、西は宅地、南は畑、北は水路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

7号19番について報告します。

申請地は内場集落センターの南東に位置し、現況は道路である。なお、昭和50年頃から、通路にしてしまったという始末書が添付されています。農地区分は、1種農地の農業用施設等に該当すると思われる。資金の調達については転用済のため不要。法定小作人なし。転用目的は耕作用道路を建設するものであり、既に申請とおりの用途に利用されている。計画面積は164㎡であり、耕作用道路に利用するためには相当な面積であると思われる。申請地の東は畑、西は畑、南は畑、北は道路である。隣接地については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。以上のような理由により、転用はやむを得ないと思われる。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査担当委員の報告が終わりました。補足・説明はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

質疑・討論はありませんか。21番委員。

○21番委員

国分の5番は渡人が3条申請で取得した申請地ですが、許可していいものか、お尋ねします。

○議長（会長）

事務局。

○事務局（中吉主任主事）

ご質問の件ですが、確かに当該申請地は過去に於いて3条許可で取得した農地であり、このような農地を安易に転用許可することは好ましくありません。しかしながら今回の申請は5条申請であり、譲渡人ではなく転用実行者である譲受人について不許可の要件に該当するような事項が見当たらないことから、立地基準と一般基準に照らして許可はやむを得ないものと思われま。

○議長（会長）

21番、よろしいですか。



○21番委員

はい。

○議長（会長）

他にありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」は、転用はやむを得ないということで許可という意見ですが、これについて、賛成の方の挙手を求めます。

○ [挙手多数]

○議長（会長）

賛成多数であります。よって、議案第7号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定について」は、転用は許可ということに決定いたしました。つきましては24日開催の県農業会議に諮問いたします。

#### △ 議案第8号 「あっせん申出」について

○議長（会長）

次に議案第8号「あっせん申出について」を議題とします。当委員会に対し、農地移動適正化あっせん事業実施要領規定によるあっせん申出が、借受希望の2件、提出されましたので審議を求めます。調査担当委員の現地調査報告をお願いします。借受希望、霧島の1番、31番委員。

○31番委員

8号1番を報告します。

申請人と会い、規模拡大について話を伺いました。本人よりやる気があるとの事でしたので、あっせんを引き受けたいと思います。以上です。

○議長（会長）

8号2番は私が報告します。

申請人は42歳であり、奥様、お子さんも耕作を手伝い、野菜を作っておられます。本日の議案第2号109番にもあります、溝辺の方の休耕田、5年程耕作されていない田であります。ここを里芋の耕作に利用したいとの事でした。まだ5,000㎡程を希望しておられます。あっせんを引き受けたいと思います。以上です。

○議長（会長）

ただいま調査担当委員の報告が終わりました。これについて質疑・討論はありませんか。

○ [「なし」との声あり]

○議長（会長）

これで質疑・討論を終わります。お諮りいたします。議案8号「あっせん申出について」の借受希望2件につきましては、あっせんを行なうことを承認することに賛成の方の挙手を求めます。

○ [全員挙手]

○議長（会長）

全員賛成であります。よって、議案第8号「あっせん申出について」の借受希望2件につきましては、あっせんを行うことに決定いたしました。

それでは、あっせん委員を指名いたします。借受希望、霧島の1番を31番委員と1番委員に、借受希望、隼人の2番を37番委員と14番委員に。以上のとおりあっせん委員を指名させていただきました。お互いに連絡を密にしてあっせん行動が整いますようお願いいたします。

△ 議案第9号「農地法第3条第2項第5号の下限面積（別段の面積）の設定  
又は修正の必要性」について

○議長（会長）

次に議案第9号「農地法第3条第2項第5号の下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性について」を議題とします。事務局に説明を求めます。事務局。

○事務局（江藤主事）

議案第9号「農地法第3条第2項第5号の下限面積（別段の面積）の設定又は修正の必要性」についての提案理由をご説明申し上げます。

平成21年12月施行の改正農地法に伴い、同年12月定例総会において、霧島市の下限面積は、全域20アールとすることに決定いただき、現在運用しているところでございます。しかしながら、農林水産省通知における「農業委員会の適正な事務の実施」に向けた具体的な取り組みといたしまして、毎年、下限面積が適正であるかを、検討することとなっております。従いまして、農家台帳の登載状況等の結果を踏まえて検討いたしました結果、下限面積は現行の20アールのままとし、新たな設定又は修正の必要性はないものとして、ご提案させていただきます。ご審議の程よろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。

○議長（会長）

事務局の説明が終わりました。事務局案としましては、説明のとおり、これまでどおり下限面積20アールのまま据え置きたいとの考えであります。これについて質疑ご意見はありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

質疑なしとの事ですが、下限面積につきましては、これまで通り20アールに据え置くことにご異議ありませんか。

○ 「なし」との声あり

○議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって本件については、20アールのまま据え置くことに決定いたします。以上で平成27年7月定例委員会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。次に「その他」はありませんか。

○ 「なし」との声あり

これで平成27年第7回農業委員会定例総会を閉会いたします。

○砂田事務局長

姿勢を正して下さい。一同、礼。本日はこれにて散会いたします。

「閉 会 午後 3時35分」

番

---

番

---

番

---